

【ボランドル大田サポーター会会則】

1. 名 称

本会は、ボランドル大田サポーター会（以下、本会）と称する。

2. 運 営

本会の運営ならびに管理は、特定非営利活動法人 Oプロジェクト・大田区にJリーグチームを造る会（以下、Oプロ）が行う。

3. 事業の位置付け

クラブ事業の中のひろく地域市民を対象としたスポーツクラブの運営事業中、主催チームファンクラブ運用の位置づけである。

4.目 的

本会は、ボランドル大田(以下、ボランドル)を応援する方に対し、本会を通じてさまざまな特典やサービスを提供することにより、本会会員（以下、会員）活動の活性化および円滑化ならびにクラブおよびチームの活動の活性化を図ることを目的とする。

5. 会員の資格

会員の資格は、本規約の内容すべてを承認のうえ、8項に定める所定の入会手続きを完了した方について、会員としてその資格を認める。

6. 会員登録有効期限

- (1)毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。
- (2)期間の途中から入会された場合も、上記期間を有効期限とする。
- (3)上記に関わらず、平成22年3月31日までに入会したものについては、翌年度まで自動的に会費を払うことなく有効とする。

7. 会員カードの発行および譲渡・貸与の禁止

- (1)会員には『ボランドル大田サポート会員カード』（以下、会員カード）を発行する。
- (2)会員カードの紛失、盗難等があった場合は、クラブへ連絡する。
- (3)会員カードは、本人のみが使用でき何人にも譲渡・貸与はできない。
- (4)会員カードの不正使用が発覚した場合は、直ちに会員カードをクラブに返却しなければならない。

8. 年会費

(1)本会の会費は、次のとおりとする。

- ①一般会員 年額 3,000 円
- ②子供会員 (小学生以下) 年額 1,000 円
- ③法人会員 年額 1 口 30,000 円 (何口でも可)

(2)本会に入会しようとする方は、所定の申込用紙に氏名等の必要事項を記入のうえ 13 項に記載する事務局に送付するとともに、別途年会費を次に指定する金融機関口座のいずれかに納入することによって行う。納入の事務局による確認をもって入会とする。

ゆうちょ同士の場合

記号 10160 番号 63697751

名義 トクヒ)オープロジェクト オオタクニジェイリーグチームヲツクルカイ

他金融機関からの場合

店名 018 (読み ゼロイチハチ)

店番 018 預金種目 普通預金 口座番号 6369775

(3)有効期限途中の入会であっても年会費は(1)項と同額とする。

(4)納入された年会費は、途中退会等いかなる理由があっても返還しない。

9. 特典

(1)会員は、会員カード提示またはクラブが定める方法により、会員であることが確認できた場合のみ特典を受けることができる。

(2)会員が受けられる特典は次のとおりとし、詳細はクラブが適切な方法により会員に周知を行う。

- ・クラブが主催する各種イベントへのご招待 (抽選・有料となる場合もあります)
- ・クラブが販売するオリジナルグッズの割引購入
- ・クラブが発行する本会通信の送付 (年 1 回程度)

ただし、平成 21 年度はリーグ戦が始まっていないため、平成 22 年度当初に記念ペナントを送付するサービスのみが約束される。

10. 資格の喪失

次の場合は退会となり、会員の資格を喪失する。

- ・会員が退会を申し出たとき

- ・会員有効期限を過ぎて、更新の手続きをされないとき
- ・他の会員に著しく迷惑をかけたとき
- ・本規約を遵守されず、本会の活動の妨げとなる行為等があった場合
- ・その他クラブが会員として不相当と認めた場合

11. 会員情報の管理

(1)会員の届出事項(住所・氏名・年齢等)に変更が生じた場合は、速やかにクラブに届け出なければならない。

(2)届出がないことによる、郵便物等の不着についてクラブは一切責任を負わない。

(3)クラブは、クラブが定めるプライバシーポリシーに従って会員名簿管理を厳正に行い、本会の活動以外には使用しない。

(4)団体登録の場合、連絡については、代表者に対して、連絡・送付等を実施するが、会員としての権利は、個々人に付与する。

12. 規約の変更

本規約に変更が生じた場合や、本規約に定めのない事項について、その都度クラブにてWEB上で変更等の手続きを行い、規約に連結させる。WEBに掲載された変更等の日をもって変更等は行われる。

13. 事務局

本会の事務局をクラブ事務局内に置く。

E-mail : volandol_saporter@yahoo.co.jp

14. 事務局の機能

事務局の機能は次のとおりとする。

事務局長 本会に関する事業運営責任者であり、本会の最高責任者でもある。(当面の間、Oプロ事務局長(理事)が兼任)

総務部 本会における総務・人事・業務を担当する。

経理部 本会における予算・調達・経理・財務を担当する。

附則(施行期日)

本規約は、平成22年1月15日から施行する。